

憲法の超基本はコレ！

今回は、日本国憲法の位置づけや憲法の構成など、憲法の基本を紹介します。

憲法とは、どの国においても、その国の統治のあり方を定める基本方針となるものです。ヨーロッパでは、近代的な憲法は絶対王政に対抗する国民の自由・権利の主張から生まれました。日本国憲法は成立過程こそ異なるものの、そのような近代憲法の流れをくみ、国民主権や普遍的な人権保障を定めています。ここで、クエスチョンです。

Q1 下の図1について、日本国憲法は国の最高法規であり、下位の法律や命令が憲法に違反する場合は無効となります。では、憲法とは何のためにあるのでしょうか。次の空欄A・Bにあてはまる語句をそれぞれ選んで文を完成させなさい。

憲法は、【 A 】を制限し、【 B 】を保障するためにある。

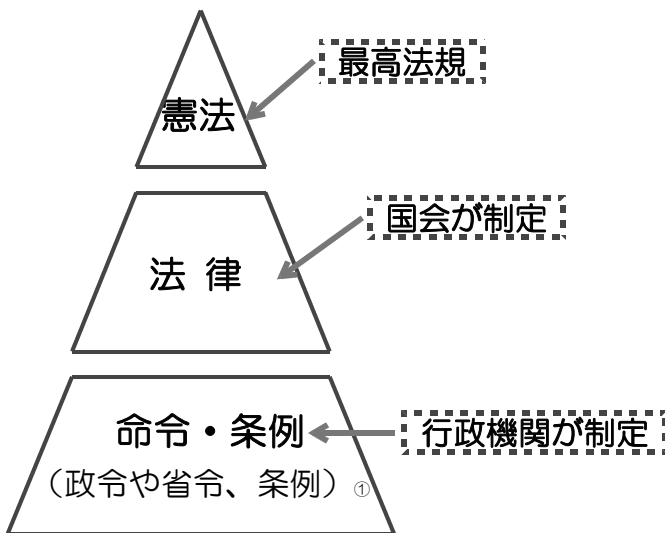
A

B

ア 臣民の義務 イ 国民の自由・権利 ウ 国家権力

Q2 下の図2について、日本国憲法は前文と11の章からなり、第1章第1条から第11章第103条まであります。最も条文が多いのは何章でしょうか。 第 章

《図1》 憲法の位置づけ



①政令は内閣、省令は各省庁、条例は地方議会が制定

《図2》 憲法の構成

前文	第6章 司法
第1章 天皇	第7章 財政
第2章 戦争の放棄	第8章 地方自治
第3章 国民の権利・義務	第9章 改正
第4章 国会	第10章 最高法規
第5章 内閣	第11章 補則

答え Q1 A-ウ B-イ
 Q2-第3章-国民の権利・義務(全部で31か条あるが、その中で義務を規定しているのは3か条だけで、他のほとんどは権利の保障にかかわる条文)